

Company Knowledge

Company Knowledge 02



[テーマ:事業承継税制]



税理士法人 福岡中央会計
所長税理士 / 濱戸 英晴氏

中央大学法学部法律学科卒。1995年にアメリカ・ヨーロッパ・日本大学MBA課程を修了し、2003年に税理士法人 福岡中央会計所長へ就任。本業の税理業務の他、福岡を中心とした税理修習、講義、執筆など広く活躍する。

濱戸「会社をしっかりと引き継ぐ。
—詳しく述べてください。

引き下がられたハードルで
相続税 贈与税を猶予。

—詳しく述べてください。
引き下がられたハードルで
相続税 贈与税を猶予。

【事業承継税 扩充の主なポイント】

従来	拡充後(10年間)
納税猶予の適用要件	5年間で平均8割の雇用維持
適用対象者	経営者1人に対し後継者1人のみ
対象株式	発行済み株式総数の3分の2まで
猶予割合	80%

—どう変わったのでしょうか。

濱戸 平成30年から5年以内に都道府県知事に計画を提出し、10年内に自社株式を贈与などして承継を行う場合に限り、特別に有利な条件で自社株式の納税猶予が認められることになりました。納税猶予の条件は、「会社をしっかりと引き継ぐこと」と「自社株式を売却などせす持ち続けること」の2点に大別されます。

雇用要件を緩和

対象者を拡大
(複数人から1人への譲渡などを認める)
全株式

—相続税対策に苦労してきた中小企業経営者にとって朗報ですね。

濱戸 しかし、納税猶予のもうひとつの大ハードル「自社株式を売却などせず持ち続けること」に関しては、変更がありません。会社を引き継いだ当初5年間は1株でも株式を売った

事業承継税制が適しているか

—今後の税制改正が必ずしも有利

に機能しないことですか。

濱戸 はい。この制度を選択すること

で、都道府県と税務署に定期的な報告義務が生じるということもアリットのひとつです。自社株式の評価がある程度コントロール可能で、評価が低い時に大きな負担なく生前贈与ができるならば、あえて新しい制度を採用しないという選択も合理的だと思います(下図参照)。

格段に活用しやすくなつた
平成30年度の税制改正

こと」に関しては、先ほど述べた從業員の8割以上の雇用維持要件は、事実上外されることになります。したまた、今までは代表権のある先代経営者一人から後継者一人に対する株式移転のみが対象でした。が、親世代の複数人に散らばっていた株式を次世代の後継者にまとめるときにも制度が適用されます。この場合、後継者は代表権があれば複数人でも構いません。

り贈与したりするとスキーム全体が崩れ、猶予された税額が全额課税されてしまいます。さらに、承継して5年経過した後では、売ったり贈りたりした株式に対して猶予されない税額が課税されます。

ロングスパンで見極めが必要。
事業承継税制が適しているか

ロングスパンで見極めが必要。

事業承継税制を採用した場合と、 生前贈与を行つて相続財産から除外した場合のシミュレーション

自社株式1億円、その他財産2億円 合計相続財産3億円 相続人A、B(2名兄弟)

Aさん:自社株式1億円+5千万円の財産=1.5億円を相続

Bさん:その他財産1.5億円を相続

【ケース1】事業承継税制を採用する(Aさんで納税猶予を適用)

【ケース2】事業承継税制を採用せず20年かけて300万円相当ずつ自社株式を生前贈与(Bさんの相続財産は1.5億円で変わらず)

	Aさん税額①	Bさん税額②	税金総額①+②	Aさん手取 1.5億円-①	Bさん手取 1.5億円-②
ケース1	14,920,000円 (19,680,000円猶予)	34,600,000円	49,520,000円	135,080,000円	115,400,000円
ケース2	相続税:17,025,000円 贈与税:3,800,000円	28,375,000円	49,200,000円	129,175,000円	121,625,000円

税金総額はほとんど変わらないが、事業承継税制ではBさんの手取りが少なくなる。